

平成30年度名古屋市教育委員会第40号議案

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第7条第1項第3号中「、田辺陸上競技場」を削る。

別表第1中「田辺陸上競技場」を削る。

別表第2中「、田辺陸上競技場」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(休場日等)</p> <p>第2条 瑞穂運動場（条例第1条に規定する有料公園施設をいう。以下同じ。）の休場日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 陸上競技場、北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、テニスコート及び駐車場並びにこれらの附属設備は、毎月第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日にあたる時は、第4月曜日）とし、北陸上競技場（個人使用の場合に限る。）及びその他の施設（練習プールを除く。）は、月曜日（法に規定する休日にあたる時を除く。）とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(時間外使用に係る利用料金の基準額等)</p> <p>第7条 条例別表第1備考第2号に規定する時間外使用に係る利用料金の基準額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 供用時間後に使用する場合 条例別表第1に定める額（陸上競技場、ラグビー場、野球場、弓道場</p>	<p>(休場日等)</p> <p>第2条 瑞穂運動場（条例第1条に規定する有料公園施設をいう。以下同じ。）の休場日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 陸上競技場、北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、<u>田辺陸上競技場</u>、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、テニスコート及び駐車場並びにこれらの附属設備は、毎月第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日にあたる時は、第4月曜日）とし、北陸上競技場（個人使用の場合に限る。）及びその他の施設（練習プールを除く。）は、月曜日（法に規定する休日にあたる時を除く。）とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(時間外使用に係る利用料金の基準額等)</p> <p>第7条 条例別表第1備考第2号に規定する時間外使用に係る利用料金の基準額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 供用時間後に使用する場合 条例別表第1に定める額（陸上競技場、ラグビー場、野球場、弓道場</p>

又はアーチェリー場にあつては夜間の欄の額とし、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー練習場又は相撲場にあつては午後の欄の額とする。)の30分当たりの額に使用許可時間を乗じて得た額

2～5 (略)

別表第1(第2条関係)

使用区分	区分	供用時間
(略)		
北陸上競技場 (個人使用の場合を除く。) レクリエーション広場 ラグビー練習場 相撲場	(略)	
(略)		

別表第2(第3条関係)

使用区分	区分	受理期間
陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート並びにこれらの附属設備(以下「陸上競技場等」という。)	(略)	
(略)		

又はアーチェリー場にあつては夜間の欄の額とし、北陸上競技場、田辺陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー練習場又は相撲場にあつては午後の欄の額とする。)の30分当たりの額に使用許可時間を乗じて得た額

2～5 (略)

別表第1(第2条関係)

使用区分	区分	供用時間
(略)		
北陸上競技場 (個人使用の場合を除く。) <u>田辺陸上競技場</u> レクリエーション広場 ラグビー練習場 相撲場	(略)	
(略)		

別表第2(第3条関係)

使用区分	区分	受理期間
陸上競技場、北陸上競技場、 <u>田辺陸上競技場</u> 、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート並びにこれらの附属設備(以下「陸上競技場等」という。)	(略)	
(略)		